

介護老人保健施設

かまくら しるば-ほ-む

入所サービス

多床室料金表

令和8年8月改定

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆多床室 単位:円(税込)

要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1日	930	1,859	2,788	988	1,976	2,964	1,064	2,128	3,192	1,126	2,252	3,377	1,186	2,371	3,557
加算費用 (※)	1日	219	533	753	219	533	753	219	533	753	219	533	753	219	533	753
居住費	1日	450														
食費	1日	2,020 (朝食 640 昼食 640 夕食 640 おやつ 100)														
1日あたり基本料金	1割	3,619			3,677			3,753			3,815			3,875		
	2割	4,862			4,979			5,131			5,255			5,374		
	3割	6,011			6,187			6,415			6,600			6,780		
1ヶ月(30日)あたり料金	1割	108,561			110,301			112,581			114,441			116,241		
	2割	145,871			149,381			153,941			157,661			161,231		
	3割	180,334			185,614			192,454			198,004			203,404		
限度額証第2段階	1割	59,061			60,801			63,081			64,941			66,741		
限度額証第3段階①	1割	67,761			69,501			71,781			73,641			75,441		
限度額証第3段階②	1割	89,961			91,701			93,981			95,841			97,641		

※基本サービス費：一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：加算料金一覧表に(※)表記している加算を合算した金額になります。

◆介護保険外サービス 単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	359	10,770	【安心セット】 外部業者扱【柴橋商会】 タオル大／タオル小／ディスポタオル／歯ブラシ／歯磨き粉または入れ／歯洗浄剤またはお口クレイスポンジ／ボックスティッシュ／ウェットティッシュ／ニベアスキンミルク
衣類セットA	545	16,350	
衣類セットB	363	10,890	
衣類セットA+私物洗濯	642	19,260	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着／肌着・パンツ／靴下
衣類セットB+私物洗濯	497	14,910	
私物洗濯	158	4,740	【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着
訪問理美容代(カット)	2,500	－	【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
インフルエンザ予防接種	実 費	実 費	業者洗濯を希望した場合
文章作成代	実 費	実 費	第2・第4木曜日 専門業者により理美容(利用された方の)
			インフルエンザ予防接種にかかる費用
			健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

入所加算料金(円)		負担割合			摘 要	
		1割	2割	3割		
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ（※）	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること (在宅加算型の場合のみ算定いたします)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（※）	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること	
栄養マネジメント強化加算(※)	1日	12	23	35	低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、各職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行う。入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合算定	
療養食加算（※）	3食	18	39	57	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)（※）	1月	3	6	10	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	14	28	42	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)（※）	1月	43	85	128	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)（※）	1月	11	21	32	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)（※）	1月	11	21	32	感染症法に規定する第二種指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保と感染症の発生時等に連携し、医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加している。	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)（※）	1月	5	11	16	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。	
協力医療機関連携加算(1)（※）	1月	53	106	160	入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診療の求めがあった場合、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。	
協力医療機関連携加算(2)	1月	5	11	16	(1) それ以外の場合	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)（※）	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数×加算率(9.7%)×地域単価(10.68)×自己負担割合	
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	21	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回限り算定)	
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定	
初期加算(Ⅰ)	1日	64	128	192	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を算定。	
初期加算(Ⅱ)	1日	32	64	96	入所した日から起算して30日以内の期間については1日につき所定単位数を加算する。	
短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	1日	214	427	641	入所者に対して、医師等が、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行っていること。	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1日	481	961	1,442	施設に1月以上見込みのある方の居宅を訪問して、退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針を決定した場合に算定	
入退所前連携加算Ⅱ	1回	427	854	1,282	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針等の情報提供をした場合。	
再入所時栄養連携加算	1回	214	427	641	医療機関に入院し介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある場合と入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の導入)等、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行ない、家族の同意のもと栄養ケア計画書を作成した場合算定	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	534	1,068	1,602	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	267	534	801	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。	
看護指示加算	1月	320	641	961	退所後、訪問看護が必要な場合に主治医への情報提供をした場合	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	1日	255	511	766	所定疾患(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定。1月1回連続して7日間限度で算定	
新興感染症等施設療養費	1日	256	513	769	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、月1回、連続する5日を限度として算定する。	
緊急時治療加算	1日	553	1,106	1,660	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)	
経口維持加算Ⅰ	1回	427	854	1,282	多職種が共同して食事の観察及び会議等を月1回以上行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合	
経口維持加算Ⅱ	1月	107	214	320	口腔衛生管理加算Ⅰの摘要に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理を実施、また有効な実施の為、必要な情報を活用していること	
※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。 ◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。						
*上記基本料金は、基本的費用(※)を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。 上記利用料金の説明を受け同意しました。						
現在の負担額				1割	2割	3割
令和 年 月 日				署名		

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆個室(二人部屋)

単位:円(税込)

要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1日	930	1,859	2,788	988	1,976	2,964	1,064	2,128	3,192	1,126	2,252	3,377	1,186	2,371	3,557
加算費用(※)	1日	219	533	753	219	533	753	219	533	753	219	533	753	219	533	753
居住費	1日	450														
特別な室料	1日	2,750														
食費	1日	2,020 (朝食 640 昼食 640 夕食 640 おやつ 100)														
1日あたり基本料金	1割	6,369			6,427			6,503			6,565			6,625		
	2割	7,612			7,729			7,881			8,005			8,124		
	3割	8,761			8,937			9,165			9,350			9,530		
1ヶ月(30日)あたり料金	1割	191,061			192,801			195,081			196,941			198,741		
	2割	228,371			231,881			236,441			240,161			243,731		
	3割	262,834			268,114			274,954			280,504			285,904		
限度額証第2段階	1割	141,561			143,301			145,581			147,441			149,241		
限度額証第3段階①	1割	150,261			152,001			154,281			156,141			157,941		
限度額証第3段階②	1割	172,461			174,201			176,481			178,341			180,141		

※基本サービス費:一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金:加算料金一覧表に(※)表記している加算を合算した金額になります。

◆介護保険外サービス

単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	359	10,770	【安心セット】外部業者扱【柴橋商会】 タオル大/タオル小/ディスポタオル/歯ブラシ/歯磨き粉または入れ/歯洗浄剤またはお口キレイスポンジ/ボックスティッシュ/ウェットティッシュ/ニベアスキンミルク
衣類セットA	545	16,350	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着/肌着/パンツ/靴下
衣類セットB	363	10,890	【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着
衣類セットA+私物洗濯	642	19,260	【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
衣類セットB+私物洗濯	497	14,910	業者洗濯を希望した場合
私物洗濯	158	4,740	業者洗濯を希望した場合
特別な室料	2,750	82,500	二人部屋を使用した場合
訪問理美容代(カット)	2,500	—	第2・第4木曜日 専門業者により理美容(利用された方の)
インフルエンザ予防接種	実 費	実 費	インフルエンザ予防接種にかかる費用
文章作成代	実 費	実 費	健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

入所加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ（※）	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること (在宅加算型の場合のみ算定いたします)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（※）	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること
栄養マネジメント強化加算(※)	1日	12	23	35	低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、各職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行う。入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合算定
療養食加算（※）	3食	18	39	57	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)（※）	1月	3	6	10	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	14	28	42	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)（※）	1月	43	85	128	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)（※）	1月	11	21	32	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)（※）	1月	11	21	32	感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保と感染症の発生時等に連携し、医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加している。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)（※）	1月	5	11	16	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
協力医療機関連携加算(1)（※）	1月	53	106	160	入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診療の求めがあった場合、入院を要すると認められた入所者等の入院を原
協力医療機関連携加算(2)	1月	5	11	16	(1) それ以外の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)（※）	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率(9.7%)×地域単価(10.68)×自己負担割合
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	21	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回限り算定)
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
初期加算(Ⅰ)	1日	64	128	192	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を算定。
初期加算(Ⅱ)	1日	32	64	96	入所した日から起算して30日以内の期間については1日につき所定単位数を加算する。
短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	1日	214	427	641	入所者に対して、医師等が、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行っていること。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1日	481	961	1,442	施設に1月以上見込みのある方の居宅を訪問して、退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針を決定した場合に算定
入退所前連携加算Ⅱ	1回	427	854	1,282	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針等の情報提供をした場合。
再入所時栄養連携加算	1回	214	427	641	医療機関に入院し介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある場合と入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の導入)等、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行ない、家族の同意のもと栄養ケア計画書を作成した場合算定
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	534	1,068	1,602	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に 対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	267	534	801	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関 に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
看護指示加算	1月	320	641	961	退所後、訪問看護が必要な場合に主治医への情報提供をした場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	1日	255	511	766	所定疾患(肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定。1月1回連続して7日間限度で算定
新興感染症等施設療養費	1日	256	513	769	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、月1回、連続する5日を限度として算定する。
緊急時治療加算	1日	553	1,106	1,660	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)
経口維持加算Ⅰ	1回	427	854	1,282	多職種が共同して食事の観察及び会議等を月1回以上行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合
経口維持加算Ⅱ	1月	107	214	320	口腔衛生管理加算Ⅰの摘要に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理を実施、また有効な実施の為、必要な情報を活用していること
※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。 ◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。 *上記基本料金は、基本的費用(※)を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金が変わります。 上記利用料金の説明を受け同意しました。					
				現在の負担額	1割 2割 3割
令和 年 月 日				署 名	